

京都市教育委員会教育長訓令甲第4号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第3条第2項中「南区小中一貫校開設準備室長」を「凌風小中学校開設準備室長」に改め、「下京涉成小学校教育企画推進室長」及び「音楽高校改革推進・建設室長」を削り、同条第4項中「生涯学習部社会教育課長」を削り、同条第13項中「含む。）」を「含む。）又は」に改め、「又は音楽高校改革推進・建設室長」及び「室長補佐」を削り、同条第14項中「南区小中一貫校開設準備室長，下京涉成小学校教育企画推進室長」を「凌風小中学校開設準備室長」に改め、同条第17項中「総合教育センター下京涉成小学校開設準備室長又は」を削り、「総合教育センター開晴小中学校開設準備室長」の右に「又は総合教育センター東山区南部小中一貫校開設準備室長」を加え、同条第19項中「久世ふれあいセンター条例」を「京都市久世ふれあいセンター条例」に改める。

別表部長，体育健康教育室長，総合教育センター所長，京都まなびの街生き方探究館事務局長，教育相談総合センター所長，子育て支援総合センターこどもみらい館長，生涯学習総合センター事務局長，中央図書館事務局長，右京中央図書館副館長，伏見中央図書館長，醍醐中央図書館長，学校歴史博物館事務局長，青少年科学センター事

務局長及び野外活動施設花背山の家所長の項第5号中「削除」を「利用停止」に改め、同表総務部長の項第6号中「30日以内の」を削る。

別表課長（体育健康教育室の子ども安全課長等，生涯学習部の生涯学習推進課長等及び青少年科学センターの市民科学事業課長等を除く。），南区小中一貫校開設準備室長，教育環境整備室長，下京涉成小学校教育企画推進室長，開晴小中学校教育企画推進室長，音楽高校改革推進・建設室長，情報化推進総合センター所長，総合教育センターカリキュラム開発支援センター長，総合教育センター教員養成支援室長，総合教育センター下京涉成小学校開設準備室，総合教育センター開晴小中学校開設準備室長，京都まなびの街生き方探究館企画推進室長，教育相談総合センターカウンセリングセンター長，教育相談総合センターふれあいの杜館長，生涯学習総合センターの分館の館長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書館の館長の項中「南区小中一貫校開設準備室長」を「凌風小中学校開設準備室長」に改め，「，下京涉成小学校教育企画推進室長」，「，音楽高校改革推進・建設室長」及び「，総合教育センター下京涉成小学校開設準備室」を削り，「総合教育センター開晴小中学校開設準備室長」の右に「，総合教育センター東山区南部小中一貫校開設準備室長」に改める。

別表教育環境整備室長の項第1号中「目的外使用許可」の右に「及び電柱，水道管，ガス管等に係る学校施設の目的外使用許可」を加え，同表学校指導課長の項に次の3号を加える。

- (3) 京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「学校運営協議会規則」という。）第3条第3項に規定する再指定に関すること。
- (4) 学校運営協議会の委員の任免に関すること（学校運営協議会を設置する際に行う委員の任命に関するものを除き，学校運営協議会規則第5条第2項に規定する再任に関するものを含む。）。

(5) 学校評議員の委嘱及び解嘱に関すること。

別表情報化推進総合センター所長の項第2号中「学校事務の手引き」を「学校事務の手引」に改め、同表校長及び園長の項第2号中「園長含む。」を「園長を含む。」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 学校施設の1日以内の目的外使用許可（公職選挙法の規定によるものを除く。）

及び所属教職員（校長及び園長を含む。）が通勤するために使用する自動車の駐車に係る学校施設の目的外使用許可に関すること。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)